第６回教育委員会

令和３年３月 30 日
午 後 ３ 時 ３０ 分
市会第５委員会室

案　件

報告第６号　　教職員による児童・生徒とのＳＮＳ等を用いた私的なやり取りの禁止について

報告　第６号

教職員による児童・生徒とのＳＮＳ等を用いた私的なやり取りの禁止について

　教職員が児童・生徒との間で、ＳＮＳ等を用い指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止するため、全教職員に対し次のとおり通達する。

教職員による児童・生徒とのＳＮＳ等を用いた私的なやり取りの禁止について

教職員が児童・生徒に連絡が必要な際には、原則として電話やメール送信専用システムを用いて保護者を通じ連絡するほか、学校のホームページを活用し周知することとしているが、教職員が個人の携帯電話やメール、ＳＮＳ等（以下「ＳＮＳ等」という。）を用いて、児童・生徒や保護者に直接連絡を行うことも増加してきている。

ＳＮＳ等は大変便利なコミュニケーションツールである一方、指導上の必要性から始まった教職員と児童・生徒とのやり取りが、指導とは関係のない私的なやり取りへ発展し、その結果、わいせつ行為などの非違行為に至る事案が全国で発生している。

ついては、ＳＮＳ等を用いた私的なやり取りをきっかけにした、教職員による児童・生徒への非違行為の発生を未然に防止するため、次のとおり対応する。

記

・ 教職員が児童・生徒との間で、ＳＮＳ等を用い指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止する旨、全教職員に通達する。
・ 通達は職務命令であり、違反すれば大阪市職員基本条例に基づき懲戒処分の対象になる。
・ 同時に、通達に関するＦＡＱを作成し、全教職員に配布することにより、制度趣旨の周知徹底を図る。

【参考】主なＦＡＱ（案）

・ ＳＮＳ等の範囲

⇒ 教職員個人が保有する児童・生徒と１対１でコミュニケーションを取ることができる、電話、メール等を含む全ての連絡手段をいう

・ ＳＮＳ等の活用

⇒ 指導と関係があっても、教職員と児童・生徒がＳＮＳ等を用いて１対１でやり取りすることは可能な限り避けることが望ましい

・ 「私的なやり取り」の判断基準

⇒ 基本的には、指導との関係性で判断する。あいさつなどの私的なやり取りが一部含まれる場合でも、全体的に指導の範疇であるか否かで判断する

・ 管理職による事前判断

⇒ 事前に管理職の許可を得る必要はないが、管理職は、教職員と児童・生徒とのやり取りが、指導に関係のない「私的なやり取り」に発展しないよう、必要に応じ、教職員にやり取りを確認し、指導・助言することはできる

・ 部活動の連絡

⇒ 指導上必要な連絡や相談等は「私的なやり取り」には該当しないが、１対１で連絡等が必要な場合は保護者に内容を説明するなど共通理解を図る必要がある

・ 保護者との私的なやり取り

⇒ 保護者を対象とした通達ではないが、保護者と私的なやり取りを行うことは、無用な誤解や不適切な関係に発展する可能性があるため、教職員の立場を踏まえ、保護者との関係性に留意しなければならない